

令和7年度 厚生委員会 都市行政調査報告書

令和7年10月21日から10月24日

①上越市

こども誰でも通園制度について
子どもの居場所づくりや権利について

②中野市

高齢者福祉・介護予防の取組みについて

③坂井市

自治会の負担軽減に向けた取組みについて

所管事務調査報告書（厚生委員会）

調査委員

委員長	大平亮介
副委員長	工藤進
委員	菊地ルツ
委員	大林愛慶
委員	佐々木勇一
委員	上野庸介
委員	三浦有利

同行

市民福祉部長

桃井順洋

議会事務局総務課議事係主任補

高木心

厚生委員会委員は、所管事務に関する調査のため、令和7年10月21日から10月24日までの4日間において、上越市（10月22日）、中野市（10月22日）、坂井市（10月23日）を訪問し、本委員会の所管事務中、社会福祉に関する事項、市民活動に関する事項、介護保険に関する事項、乳幼児及び子育て支援に関する事項に関し、訪問先において説明聴取、質疑応答及び資料収集を行った。

なお、収集した資料については、議会事務局図書室において保管している。

以下、訪問順にその概要を報告する。

調査項目① こども誰でも通園制度について 子どもの居場所づくりや権利について

調査先：上越市

調査日時等

日時：令和7年10月22日（水） 9：00～10：30

場所：上越市議会

説明：上越市こども・子育て部

こども家庭センター 所長	牛木 浩太郎 氏
副所長	荒木 大輔 氏
幼児保育課 課長	黒津 泰子 氏
副課長	伊倉 大輔 氏
係長	田中 かおり 氏

調査概要

1 調査対象事業の概要と調査目的

上越市では、令和6年度から、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業を開始するなど、多様な保育サービスの提供に向けて先進的に取組みをすすめている。

また、「子どもの家」事業により子ども達が自由に遊べる場を整備するほか、子どもを取り巻く様々な課題に対し、より主体的に取り組むため、子どもの権利条約を制定するなど、ハードとソフトの両面から子育て支援を推進している。

こうした取組みを今後の子育て支援に関する議論の参考とするため、調査を行った。

2 上越市の人口・面積

- (1) 人口：178,117人（令和7年12月1日現在）
- (2) 面積：973.89km²

3 こども誰でも通園制度について

(1) 試行的事業の実施概要

- ・ 0歳6ヶ月から満3歳未満の未就園児を対象とし、1人当たり月10時間の利用上限枠の中で、保護者の就労要件などを問わずに柔軟に保育を行うもの
- ・ 上越市は国の基準に沿って実施しており、市独自の上乗せ支援などは行っていない
- ・ 市内の公立保育園全園（34園）において、空き定員を活用した「余裕活用型」で実施

(2) 試行的事業実施に至った経緯

上越市では、子どもの一時預かり制度が充実しており、利用要件や利用時間について既存の制度でカバーできているが、次の効果が期待できるため、実施に至った。

- ア 一時預かりは実施園が限られているため、こども誰でも通園制度が自宅近くの園で実施された場合、保護者にとって利用の選択肢が広がること
- イ 支援計画の作成や面談などを必要に応じて実施することにより、子どもの育ちを経年で確認できること
- ウ 事業者にとっては恒常に定員に空きがある場合、定員枠を有効に活用でき、次年度以降の入園につながる可能性があること
- エ 試行的実施の段階から事業を行うことで、令和8年度からの本格実施前に課題などに対応することができ、スムーズに移行できること

(3) 事業実績

		令和6年度	令和7年度
登録者数		5人（4世帯・うち1世帯が多胎児世帯）	0人
実利用者数		3人	0人
延べ利用回数		4回	-
延べ利用時間		11時間（2時間×3回、5時間×1回）	-
備考		全員が令和7年4月に利用園とは別の園に入園	

(4) 利用者からの声

- ・ いずれの利用者も、既存の一時預かり事業を限度（週3回）まで利用しており、「自身の通院などで数時間利用したい」との事由
- ・ 利用者からは「普段、同じような月齢の子と接する機会が少ないので、子どもにとって良い機会となった」と感想があった

(5) 受入れ体制と人員配置

- ・ 空き定員を活用した「余裕活用型」で実施しているため、当該制度のための専任職員は配置しておらず、国の基準を満たした通常保育の職員配置で対応
- ・ 途中入園の受付も随時行っているため、年度末にかけて空き定員は減少傾向

(6) 既存保育への影響

利用者が少なかったため、既存保育への影響は特にないが、担当保育士からは「余裕活用型での実施ではあるが、利用児童が保育園に慣れていないため、結果的に児童1人につき保育士1人が必要になった（日々雇用職員で対応した）」との意見があった。

(7) 現状の課題

安全な受入れのため、子どもの体調やアレルギー、病気や薬のことなど、必要な情報をきちんと把握して受け入れる必要がある。

(8) 今後の取組方策、展望など

制度の周知方法について検討するとともに、利用について相談があった際は、引き続き丁寧に聞き取りを行い、ニーズに沿った支援制度を案内していく。

4 「こどもの家」事業について

(1) 事業沿革

- 将来を担う子ども達に健全な遊びの場を与え、自主的な活動を通じて健康を増進し、情操を豊かにし、心身ともに健やかな子どもを育成することを目的に昭和57年から平成11年度にかけて37カ所開設
- 平成27年度から公共施設内に併設する「こどもの家」を除き、「こどもの家」が所在する町内会へ譲渡

(2) 実施内容など

- 利用対象 概ね3歳以上15歳以下の子ども
- 使用料 無料
- 管理体制 町内会などの推薦による管理員を各施設に1人配置し、児童の見守りや管理を委託
- 実施時間 (月曜日～金曜日) 午後3時～午後5時
(土曜日) 午後1時～午後5時
- 休館日 日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～翌年1月3日
- 利用状況 (令和4年度) 延べ利用者数 45,330人
(令和5年度) " 57,222人
(令和6年度) " 71,325人

(3) 事業の課題や今後の方向性

- 少子化の影響により、今後利用者は減少していく見込みがある
- 合併前の上越市域のみに開設されており、地域間の公平性が欠ける
- 今後の事業のあり方について、町内会などと協議していく



5 上越市子どもの権利に関する条例（平成20年4月施行）について

（1）条例制定までの主な取組み

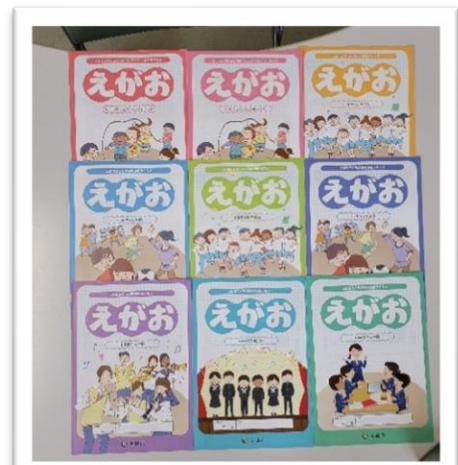
- 平成17年7月～ 上越市子どもの権利条約検討委員会の設置及び開催
 - ・ 学識経験者、教育関係者、子育て支援団体、公募市民など15人から構成
 - ・ 子どもの権利に関する市の施策及び関係法令の調査、「子どもの考えを知るための学校訪問」を通じ、子どもの人権保障にかかわる理念や施策を総括的に定める条例案づくりをすすめた
 - ・ 9回の会議を開催（ほか小委員会の開催）
- 平成18年10月29日 子どもの権利を考える市民フォーラムの開催
 - ・ 検討委員会による条例案の中間報告や基調講演、子どもたちも参加するパネルディスカッションを実施
 - ・ 広く市民に対し条例制定に向けた取組みを周知し、子どもの権利について考えていただく機会を提供
- 平成19年4月～ 上越市子どもの権利条例子ども会議の設置及び開催
 - ・ 市内の中学生及び高校生の24人から構成
 - ・ 条例に子どもたちの意見を反映させるため、条例の主役である子どもたちが、自身の権利について話し合い、その結果を市へ提案
 - ・ 5回の会議を開催

（2）条例に基づいた取組事例

- ・ 子どもの権利の普及啓発（広報上越、市ホームページへの掲載）
- ・ 子どもの権利に関する研修会の実施（市職員、保育関係職員を対象に資質の向上を図る）
- ・ 子どもの権利講座の実施（子どもとかかわりの深いPTAや民生委員・児童委員を対象に理解を深める）
- ・ 子どもの権利学習プログラム「えがお」を使った小中学校の学習の推進（小中学校全学年の子どもの権利学習テキスト「えがお」を作成し、学習を実施）

（3）条例制定による効果

小中学生をはじめ、子どもにかかわる保護者や地域、市職員の子どもの権利を大切にする意識の高揚が図られた。



主な質疑

1 こども誰でも通園制度に関する質疑

Q： 親子で一緒に利用した実績は。

A： 実績はない。上越市には、中学校区ごとに概ね1カ所の割合で保育園の一室を利用した子育て広場が開設されており、保育士が常駐している。そこでは、親子が自由に遊びに訪れることができ、保護者は子どもの様子を見守りながら、日頃の子育ての悩みなどを保育士に相談できる体制が整っている。このような環境が充実しているため、こども誰でも通園制度を親子で一緒に利用するケースには至っていないと認識している。

Q： 子どもの体調やアレルギー、服薬状況などを把握することが出来ず、受け入れに至らなかつた事例はあるのか。

A： 基本的には事前予約制で、あらかじめ持病や体調などを聞き取りしたうえで預かっているため、今のところそのような事例はない。

Q： 試行実施している保育園は公立保育園のみになっているが、公立保育園だけではなく、認定こども園や私立保育園にも声掛けはあったのか。それとも公立保育園のみの実施で決定したのか。

A： 公立保育園のみの実施で決定したわけではない。私立保育園とも年に数回話し合う機会を設けており、その中でこども誰でも通園制度についても説明し声掛けしたが、今のところすぐに手を挙げられる状況ではないとのことで実施には至っていない。

Q： 現場の保育士が保護者の相談対応などをすべて担うのか。また、保護者へのフォローアップ体制は。

A： 利用者からの悩み相談や利用者に関する気づきなどは、必要に応じて現場の保育士から園長を通して市のことども家庭センターや児童保育課などの関係部署と共有され、連携して保護者をフォローできる体制が構築されている。そのため、現場の保育士にすべて任せることがないような体制となっている。

Q： こども誰でも通園制度れんらくカードは、上越市独自の取組みか。

A： 市が独自に作成しており、現在は第3作目。制度の利用促進に向けて、保育士の意見を取り入れながら、必要に応じて記載内容を見直している。また、印刷についても外部委託せず、市で対応している。

Q： 制度周知における課題認識は。

A： 上越市では昔から一時保育が浸透していることに加え、一時保育とこども誰でも通園制度の違いが理解しづらいこともあり、こども誰でも通園制度は今一つ市民に浸透していないと感じている。市としても利用促進に向け、周知方法を関係部署と連携して模索していく必要があると認識している。

Q： 令和8年度からの本格実施に向けた今後の見通しは。

A： 上越市においても少子化の進行により、特に市の中心部から距離のある公立保育園では、保育室に空きが生じている状況にある。このような状況は非常にもったいないことから、当面は「余裕活用型」により対応を進めていく方針。こうした課題は全国の自治体においても共通しており、上越市では保育園の統廃合や民間移管をすすめるとともに、空き施設を「保育園留学」などの形で有効活用できないか検討をすすめている。また、上越市は農業が盛んな地域であることから、都市部からの帰省時に子どもを一時的に預かる「援農プログラム」の実施についても模索している。

2 「子どもの家」に関する質疑

Q： 学童保育とのすみ分けは。

A： 学童保育は小学校1年生から6年生までを対象としており、保護者の就労などの要件を満たす家庭の児童が利用している一方で、「子どもの家」は保護者の就労要件がなく、子どもたちが放課後や休校日に自由に遊び、交流できる場所として利用されている。また、学童を利用しており、留守番など家庭で一人で過ごす時間が長くなりがちな子どもの居場所としても利用されており、学童保育とは異なる役割を担っていると認識している。

Q： 合併前の上越市区域にのみ設置されている理由は。

A： 合併前の上越市において、町内会館が欲しい町内会と、子どもの居場所づくりをすすめたい行政の相互の利益が一致したことがはじまり。市が、町内会が用意した土地に「子どもの家」を建設する代わりに、その建物の一部を町内会館としても利用できる仕組みを整備したため、「子どもの家」は合併前の上越市区域にのみ設置されている。

Q： 「子どもの家」（町内会館）の町内会への譲渡経緯は。

A： 年月の経過に伴う行政改革の一環として、「子どもの家」としても活用される町内会館の施設のあり方が見直された。他の町内会館が町内会の自主建設であるのに対し、「子どもの家」を併設する町内会館は市が建設し、光熱水費なども市が負担していたことから、公平性の観点で課題が生じたため、建物や遊具などを含む附帯設備を町内会に譲渡し、以後は町内会が自ら光熱水費を負担し、維持管理を行うこととした。

なお、「子どもの家」は地域の子どもたちに親しまれてきた居場所であることから、市としてはその機能を維持するため、管理員の人事費については市が負担し、町内会から推薦された地域に精通した方を管理員として選任することで、引き続き地域運営により事業を継続しているもの。

3 その他

Q : 帯広市では潜在的待機児童も相当数いる。上越市においては、定員に満たない保育園がある状況は常態化しているのか。また、その要因は共働き家庭が少ないのであるか。

A : 共働き家庭が少ないのである、あるいは核家族が少ないのであるといった状況は見られない。上越市では、保育園の入園調整に非常に力を入れており、待機児童は実質的にゼロとなっている。ただし、園によっては定員の偏りがあり、入園調整が必要な園もある一方で、市の中心から離れた園では空きが生じている状況にある。子どもの数が減少する中、施設規模は充足しているものの、保育に従事する人材の確保が次第に難しくなってきてているのが現状。

Q : 市内に公立保育園が多い理由は。

A : 市内に公立保育園が多いのは、13の市町村が合併した背景があるため。各区には最低1園が残されているが、児童数減少に伴い、現在は公立保育園34園のうち11園を3つの枠組み（園）へ統合する事業が進行中。一部の公立保育園では園児数が一桁台になる見込みもあり、統合・再編の円滑な推進が大きな課題となっている。私立保育園との役割分担を考慮しつつ、施設運営の再構築や民間移管などの検討が必要な状況。

Q : 保育人材の確保策は。

A : 女性中心という従来のイメージにとらわれず、若い男性の無資格者や、福祉関係の資格を有するリタイア後の男性なども積極的に雇用している。

Q : 子どもの意見を聞く場づくりについての今後の展望は。

A : 昨年度策定した上越市こども計画には、小学生、中学生、高校生、大学生それぞれ直接学校に出向いて伺った意見が反映されているが、現在子ども会議のような子どもの意見を聞く場は整備されていないため、今後検討していきたい。



調査項目② 高齢者福祉・介護予防の取組みについて

調査先：中野市

調査日時等

日時：令和7年10月22日（水） 14:00～15:30

場所：中野市議会

説明：中野市健康福祉部高齢者支援課

課長補佐兼介護予防支援係長 有賀 真矢子 氏

介護予防支援係生活支援コーディネーター 小林 由佳 氏

長寿福祉係長 丸山 貴子 氏

長寿福祉係管理栄養士 有賀 恵子 氏

調査概要

1 調査対象事業の概要と調査目的

中野市では、地域の団体・住民が参画した生活支援体制整備事業の第一層協議体（なかのなっちょ隊（だい））が発足しており、ひとり暮らし高齢者への訪問やカフェなどの集いの場の開催などを通じ、支え合いの地域づくりを目指すほか、高齢者がボランティアを行った際に、その活動の成果に応じて得たポイントを特典と交換することができる取組みなど、高齢者自らの介護予防や生きがいづくりの促進に取り組んでいる。

こうした取組みを、今後の高齢者福祉・介護予防に関する議論の参考とするため調査を行った。

2 中野市の概要

(1) 人口：40,090人（令和7年9月1日現在）

(2) 面積：112.18 km²



3 なかのなっちょ隊¹について

(1) 設立の背景・経緯

- 平成28年度に地域の団体・住民が参画した生活支援体制整備事業の第一層協議体（平成29年からは「なかのなっちょ隊¹」と改名）を発足
- 高齢化率の増加や地域とのつながりの希薄化が進行する現代社会の中で、住み慣れた地域で暮らし続けるために重要な支え合いの地域づくり実現のため、単に生活支援サービスを作ることを目的とせず、「なっちょだい？¹」と声を掛け合い、支え合う地域づくりを目指し活動
- 生活支援コーディネーターを中心に、支え合いや地域づくり活動を考える勉強会などを年4回程度企画し継続する中で「より実践的な活動を行いたい」との声が上がり、意欲や思いのあるメンバーを中心に、令和4年10月に地域住民主体活動グループを立ち上げ実践的な活動を開始

(2) 主な活動内容

- 現在は主に2つのグループが活動している
 - 「おむすびグループ」
ひとり暮らし高齢者の方への訪問やなっちょカフェなどの集いの場の開催を実施
 - 「防災グループ」
過去、実際に災害があった地域を歩く防災ウォークラリーの開催や防災士による講習を実施

(3) 活動効果

活動を通じ、近隣住民と気軽にふれあうことで地域のつながりの強化や推進員とのかかわりによる生活支援の充実が図られ、介護予防・認知症予防につながっている。

4 中野市介護支援ボランティアポイント事業について

(1) 事業概要

- ボランティア活動を通して、高齢者自らの介護予防及び生きがいづくりの促進を図るとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会を作ることを目的
- 65歳以上の方にボランティアを行っていただき、その活動の成果に応じて特典と交換することができる制度

(2) 対象者

市内在住の65歳以上の方で、介護保険法に基づく要介護認定者、要支援認定者及び介護予防・生活支援サービス事業の対象ではない方。

¹ 「なっちょだい？」とは、信州中野を含む長野県北部（北信濃）の地域の方言で、「どうですか？いかがですか？具合はどうですか？」といった意味で使われるもの。

(3) 活動の流れ

- ア 介護支援ボランティアに登録
- イ ボランティア受入施設でのボランティア活動
- ウ ボランティア活動後、ポイントカードに押印
(ボランティア1時間程度で1スタンプ(1日2スタンプまで)、年間50スタンプが上限)
- エ 集めたポイントを評価ポイントとして特典と交換

(4) 事業効果

- ・ 高齢者の外出・交流機会の創出にも寄与するため、高齢者の健康維持・介護予防につながっている
- ・ ボランティア参加のきっかけ作りとして有用性が高く、住民の地域活動参加につながっている

5 中野市配食サービス事業について

(1) 事業概要

昼食または夕食時に配食業者が栄養バランスに配慮した弁当を定期的に配達し、安否確認を行うもの。(1日1回200円市が助成)

(2) 対象者

65歳以上の単身世帯または65歳以上の者のみの世帯であって、加齢や疾病などの理由により調理が困難、かつ栄養改善や安否確認を必要とする方。

(3) 事業効果

- ・ 買い物や調理が難しい高齢者にも栄養バランスの取れた食事が届くことで、低栄養やフレイルの予防につながっている
- ・ 配達時の対面確認により安否確認が日常的に行われ、必要に応じて地域包括支援センターーやケアマネジャーなどにつなぐことで早期発見・早期対応が可能

■ 主な質疑

Q : なっちょ隊の人員確保の現状は。

A : なっちょ隊は何か思いを持っていないと活動に結びついていかないため、活動について市に相談に来られた人には積極的に声掛けし参加を呼び掛けている。また、任期を終えた民生委員や市内の団体などにも声掛けし協力を求めている。

Q : なっちょ隊の隊員すべてが協議体に参加するのか。

A : 必ずしも全員参加するわけではない。

Q : なっちょ隊の防災にかかる活動は、地域の自治会などと連携・協力して行っているのか。

A : なっちょ隊の防災ウォークラリーは実際に被害のあった地域の協力も受けながら実施しており、そういう意味では協力しながら地域防災力の向上が図られている。

Q : 今後のなっちょ隊の展望や活性化に向けた促進策は。

A : かなりの年月がかかると思うが、活動を継続していくことで自助・共助などの防災意識の醸成を図りながら、自分だけじゃなく周りの人にも声掛けするなど周囲を巻き込んでいくことが重要と認識している。

Q : カフェの開催頻度や会費の有無、カフェへの交通手段は。

A : カフェは月1回開催しており会費はない。参加者が飲食物を持ち寄っていることが多い。

カフェは参加者が歩いていける距離で開催できればいいと考えているがなかなか難しく、現在は車の乗り合いなどで参加者同士が支え合っている。

Q : 配食サービスは市内全域で利用可能か。

A : 新聞配達も行っている業者については、採算のとれる値段設定で市内の比較的遠いところも配達していると聞いている。しかし、個人でやっているようなお弁当屋は地域を限定して協力できる部分のみ協力していただいている。

Q : 配食サービスの利用者数の現状は。また、希望すれば3食配達してくれるのか。

A : 直近では、月に1回でも利用した方は80名程度。朝食分を配達することはできないが、夕食配達時に、翌日の朝食分を配達している業者はあるため、希望すれば3食分を食べることは可能。しかし、朝食分は市の補助外となるため全額自己負担となる。そもそも自分で食事を用意できず、また家族の支援も得られない方は家庭生活が難しくなっている方のため、できれば家族の支援も得ながら配食弁当もあわせて利用し、継続して家庭生活を送れるようサポートしていきたい。

Q : 中野市社会福祉協議会の、ささえ愛なかの「地域お助け隊」とのすみ分けは。

A : 有償在宅支援サービス事業など社協独自で行いたい事業の兼ね合いもあり、社協の事業として行っているもの。なっちょ隊の隊員と重なるところもある。

調査項目③ 自治会の負担軽減に向けた取組みについて

調査先：坂井市

調査日時等

日時：令和7年10月23日（木） 14：00～15：30

場所：坂井市議会

説明：坂井市生活環境部

次長兼市民協働課長 古川敬一氏
主事 吉田真菜氏

調査概要

1 調査対象事業の概要と調査目的

坂井市では、広報紙や行政文書を戸別配布している自治会の負担増や、紙文書が市民に読み難くくなっているなどの課題に対応するため、デジタル回覧板「自治会サポ！」を導入している。市公式LINEとも連携し、行政からの情報発信と自治会内の回覧業務の効率化を同時に実現している。

こうした取組みを、今後の市民協働に関する議論の参考とするため調査を行った。

※ 坂井市では自治会のことを「区」や「集落」と呼ぶことが多いため、当該調査報告書内では同義として扱うもの。

2 坂井市の概要

(1) 人口：87,884人（令和7年11月1日現在）

(2) 面積：209.67 km²

3 電子回覧板「自治会サポ！」について

(1) 自治会サポ！の概要

- ・ 自治会内での文書の回覧や情報共有をデジタル化するサービスであり、スマートフォンやタブレット端末、パソコンなどで内容が確認可能
- ・ 専用のアプリがあるわけではなく、Webページ準拠で作成されているため、基本的には坂井市の公式LINEを入り口としているが、メールアドレスで登録し利用することも可能
- ・ お知らせ機能、アンケート機能、掲示板機能、グループ配信機能を有し、多言語対応可能

(2) 導入に至った経緯

○ 集落カルテ事業

- ・ 人口減少が進展する中、各自治会が抱える課題を把握し、解決への支援に向けた基本情報を収集する目的で集落カルテ事業を実施
- ・ 集落カルテ事業の結果、行政文書の配布や自治会回覧板の回覧に負担を感じる自治会が多いことがわかり、ペーパーレス化による負担減を検討し導入に至る

(3) 自治会での利用状況

- ・ 導入地区：91 地区（全体の 21%）
- ・ 利用者数：2,887 名

(4) 自治会での利用事例

- ・ 既読確認機能を利用した高齢者の安否確認
- ・ 訃報や自治会内での事故などの迅速な情報共有
- ・ 役員会や子ども会で使用する資料のペーパーレス化 など

(5) デジタルが不慣れな方への対応

希望する人には引き続き紙媒体での配付も可能であり、デジタルとアナログを併用して運用している。

(6) 現状の課題と対策

- ・ 自治会長変更のタイミングで利活用が停滞してしまう
⇒ 現状、配信は自治会長が行っているが、今後は自治会長の代わりに配信を行う「デジタル係」を設置してもらう予定
- ・ 紙配付の削減がなかなかすすまない
⇒ 今後は回覧板を回すかどうかの調査を依頼予定
- ・ 自治会長が導入決定しないと使用できない
⇒ 現在は自治体サポ！を知る機会が、区長会や区長・役員向け研修会での宣伝のみに限定されているため、今後は市民に広く周知していく予定

4 デジタル環境整備事業

- ・ 補助対象：自治会の集会施設のインターネット接続工事
Wi-Fi環境整備にかかる費用
- ・ 補助率：補助対象経費の2分の1以内
- ・ 補助限度額：10万円

■ 主な質疑

Q：自治会サポ！の掲示板機能は行政側も確認することができるのか。

A：行政側では確認できないため、もし連絡や通報が必要な事案が発生した場合は、市の公式LINEまたは電話にて連絡をいただくことになる。必ずしも自治会長がその役目を担う必要はない。

Q：今後自治会内でデジタル係をつくっていくとのことだが、情報の発信などを1人で担うということか。

A：自治会サポ！では「会長」「役員」「会員」と役職を設定でき、配信については役職が役員以上であれば可能。今後はデジタル係としてデジタルに精通した若い世代も役員として登用し、デジタル化をよりすすめていきたいと考えている。

Q：回覧板を紙媒体では回覧しない、などは自治会長の判断で可能なのか。

A：自治会長の判断ですべてが決まるような仕組みにはしていない。

Q：自治会サポ！の利用率の今後の目標は。

A：具体的な数値は設定していないが、福井県でもペーパーレス化が推進されていることから、県の補助金などを活用しながら取組みをすすめていきたい。

Q：今後のペーパーレス化の進展に向けた考えは。

A：完全ペーパーレス化に向けて取り組んでいく予定はないが、高齢者などデジタルに不慣れな方の意見も踏まえ、可能な限りすすめていきたい。

現在、市から自治会への文書配達回数を月2回から月1回へ減らそうと検討しているところだが、頻度が下がることで情報の鮮度が落ちてしまうことから、デジタルで見られる方はデジタルで見てもらうために、市の公式LINEの登録者を増やす取組みもすすめていく必要があると認識している。

Q：デジタル環境整備事業の利用実績は。

A：今まで3件ほど。会合をWi-Fi環境の整備されていない集会場ではなく、Wi-Fi環境が整備された自治会長宅で開くことが多いことなどが理由として挙げられる。

Q：坂井市の自治会加入率は。

A：坂井市は平成18年に4つの町が合併してできたこともあり、町ごとのデータしか持ち合っていないが、三国町が88.95%、丸岡町が80.5%、春江町が87.7%、坂井町が86.41%で、市全体では85%ほどの加入率となっている。

Q : 自治会加入率促進に向けた取組みは。

A : 転入手続きの際、窓口で居住する地区の自治会長を紹介し、あわせて市から自治会長へ連絡していいか確認している。後日、自治会長から転入者宅へ直接挨拶にくる場合もあると聞いている。

Q : 集落カルテ事業の報告書によると、ごみステーションを自治会の資産として保有していることだがどういう意味か。

A : 坂井市ではごみステーションを集会所などのように自治会の資産として位置づけ、市が補助金を交付し、維持管理を支援する形になっている。そのため、ごみステーションの設置位置も私有地の一部や共有地ではなく、あくまでも自治会が所有または確保した場所とすると定めている。

Q : 自治会未加入者のごみステーションの利用にかかる問題は発生しているのか。

A : 環境部局からは多少あると聞いている。また、数年前には自治会退会後のごみステーションの利用にかかる訴訟も発生しているが、直接当課にはそういった声は聞こえてこないため、あまり大きな問題にはなっていないと認識している。

